

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則
○押印を求める手続きの見直し等のための関係規則の整備に関する規則

規 則

押印を求める手続きの見直し等のための関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第二十八号

押印を求める手続きの見直し等のための関係規則の整備に関する規則

（福島県と畜場法施行細則等の一部改正）

第一条 次に掲げる規則の様式中「**㊦**」を削る。

一 福島県と畜場法施行細則（昭和二十九年福島県規則第八号） 第一号様式、第三号様式、第四号様式及び第十号様式

二 福島県地すべり等防止法施行細則（昭和四十年福島県規則第三十一号） 第一号様式から第七号様式まで

三 福島県墓地、埋葬に関する法律施行細則（昭和四十四年福島県規則第十二号） 第四号様式から第七号様式まで

四 福島県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和四十四年福島県規則第九十七号） 第二号様式から第八号様式まで

五 福島県公害紛争処理条例施行規則（昭和四十五年福島県規則第百八号） 別記様式

（福島県母体保護法施行細則等の一部改正）

第二条 次に掲げる規則の様式中「**㊦**」を削る。

- 一 福島県母体保護法施行細則（昭和二十四年福島県規則第十四号） 様式第一号から様式第三号まで
- 二 福島県恩給支給規則（昭和三十三年福島県規則第八十号） 様式第一号及び様式第二号
- 三 福島県税特別措置条例施行規則（昭和三十八年福島県規則第二十九号） 様式第一号（その一）から同様式（その七）まで及び様式第二号
- 四 福島県河川監理員規則（昭和三十九年福島県規則第四十八号） 別記様式
- 五 福島県製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年福島県規則第六十六号） 第二号様式
- 六 福島県消費生活協同組合法施行細則（昭和四十五年福島県規則第三十六号） 第一号様式から第七号様式まで
- 七 福島県消防法施行細則（昭和四十六年福島県規則第二十四号） 第二号様式から第四号様式まで
- 八 福島県木材業者等登録条例施行規則（昭和五十一年福島県規則第三十五号） 第一号様式、第五号様式及び第六号様式
- 九 福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則（昭和五十二年福島県規則第四十六号） 様式第一号から様式第四号まで及び様式第六号
- 十 福島県都市公園条例施行規則（昭和五十四年福島県規則第二十九号） 第一号様式から第五号様式まで
- 十一 福島県総合緑化センター条例施行規則（昭和五十六年福島県規則第十五号） 様式第一号及び様式第三号
- 十二 福島県昭和の森条例施行規則（昭和五十六年福島県規則第十六号） 第一号様式
- 十三 福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（昭和五十六年福島県規則第二十八号） 第三号様式
- 十四 福島県農業総合センター農業短期大学校規則（昭和六十二年福島県規則第七十九号） 様式第一号から様式第二号の二まで、様式第四号から様式第六号まで、様式第九号、様式第十号及び様式第十三号から様式第十五号まで
- 十五 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成三年福島県規則第四十九号） 様式第一号、様式第二号、様式第六号、様式第八号、様式第十号及び様式第十一号
- 十六 福島空港条例施行規則（平成五年福島県規則第八号） 様式第一号から様式第十四号まで
- 十七 福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成六年福島県規則第六号） 様式第三号の二、様式第七号の二、様式第七号の四、様式第七号の五、様式第十四号、様式第十六号、様式第十八号から様式第二十号まで、様式第二十五号、様式第二十六号、様式第二十八号及び様式第二十九号
- 十八 人にやさしいまちづくり条例施行規則（平成七年福島県規則第五十二号） 様式第一号、様式第三号、様式第四号及び様式第六号

(福島県職員恩給条例施行規則の一部改正)
第五条 福島県職員恩給条例施行規則(昭和三十二年福島県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「**三**」を削る。

第三号様式中「**三**」を削る。

「(退職時の職名) 氏 名印」を「(退職時の職名) 氏

に改める。

第四号様式及び第六号様式から第十号様式までの規定中「**三**」を削る。

第十号様式の五中「**三**」を削る。

第十一号様式中「**三**」を削る。

第十二号様式中「**三**」を削る。

第十三号様式及び第十四号様式中「**三**」を削る。

第十五号様式中「**三**」を削る。

第十六号様式から第十九号様式までの規定中「**三**」を削る。

第十九号様式の二(表)中「**三**」を削る。

第十九号様式の三から第二十一号様式までの規定中「**三**」を削る。

第二十一号様式の二及び第二十一号様式の三中「**三**」を削る。

第二十二号様式、第二十三号様式、第二十七号様式、第二十八号様式及び第二十九号様式中「**三**」を削る。

第三十一号様式及び第三十二号様式中「**三**」を削る。

(福島県調理師法施行細則の一部改正)

第六条 福島県調理師法施行細則(昭和三十四年福島県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式、第三号様式及び第四号様式中「**三**」を削り、同様式備考4中「**三**」を「**三**」に改める。

(福島県収入証紙条例施行規則の一部改正)

第七条 福島県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年福島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二号様式、第四号様式の二及び第五号様式中「**三**」を削る。

第六号様式中「**三**」を削る。

第六号様式の二及び第六号様式の三中「**三**」を削る。

第八号様式を次のように改める。

第九号様式中「㉔」を削る。

第八条 福島県宅地建物取引業法施行細則（昭和四十年福島県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四号様式中 「氏名又は名称及び代表者の氏名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

第六号様式中 「氏 名」を「氏 名」に改める。

第八号様式から第十三号様式までの規定中「㉔」を削る。

（福島県職員公舎規則の一部改正）

第九条 福島県職員公舎規則（昭和四十一年福島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式の二中「㉔」を削る。

第二号様式中「㉔」及び「㉕」を削る。

第三号様式中「㉔」を削る。

第四号様式中「㉔」を削る。

第五号様式中 「氏 名」を「氏 名（自署）」に改める。

第六号様式から第九号様式までの規定中「㉔」を削る。

（福島県漁港の管理に関する規則の一部改正）

第十条 福島県漁港の管理に関する規則（昭和四十二年福島県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式まで及び第六号様式から第十号様式の二までの規定中「㉔」を削る。

第十号様式の三中「㉔」を削り、同様式備考一中「記入し、代表者印を捺印すること」を「記入すること」に改める。

第十号様式の四、第十号様式の五及び第十三号様式から第二十三号様式までの規定中「㉔」を削る。

（母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部改正）

第十一条 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（昭和四十二年福島県規則第百二十二号）の一部を次のように改正する。



第二号様式、第五号様式、第七号様式、第八号様式、第十号様式から第十三号様式

までの規定中「㉔」を削る。

第十六号様式中 「借 受 者 住 所（法定代理人） 氏 名」を「借 受 者 住 所（法定代理人） 氏 名」に改める。

第十七号様式から第二十八号様式までの規定中「㉔」を削る。



（県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第十二条 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年福島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「記名押印」を「記名」に改める。

第一号様式中「㉔」を削る。

第三号様式及び第四号様式中「㉔」を削り、同様式注2中「記名押印に代えて署名をすることができる」を「記名又は署名のいずれかとする」に改める。

第五号様式中「㉔」及び「㉕」を削り、同様式注2中「記名押印に代えて署名をすることができる」を「記名又は署名のいずれかとする」に改める。

第六号様式から第十四号様式まで及び第十六号様式その一から第十七号様式までの規定中「㉔」を削り、同様式注2中「記名押印に代えて署名をすることができる」を「記名又は署名のいずれかとする」に改める。

（福島県宅地造成等規制法施行細則の一部改正）

第十三条 福島県宅地造成等規制法施行細則（昭和四十四年福島県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九号様式及び第十号様式中「㉔」を削る。

第十一号様式及び第十二号様式中「㉔」を削る。

第十三号様式中「㉔」を削る。

（福島県開発登録簿閲覧規則の一部改正）

第十四条 福島県開発登録簿閲覧規則（昭和四十五年福島県規則第九十七号）の一部を次のように改正する。



（福島県消費生活センター条例施行規則の一部改正）

第十五条 福島県消費生活センター条例施行規則（昭和四十七年福島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中 「氏名又は名称及び代表者の氏名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

第三号様式中 「氏名又は名称及び代表者の氏名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に改める。

（福島県建築基準法施行細則の一部改正）

第十六条 福島県建築基準法施行細則（昭和四十七年福島県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「㊸」及び「㊹」を削り、同様式中（注）1を削り、（注）2を（注）1とし、（注）3を（注）2とする。

第四号様式中「㊸」を削り、同様式中（注）1を削り、（注）2を（注）1とし、（注）3を（注）2とする。

第五号様式中「㊸」を削り、同様式中（注）1を削り、（注）2を（注）1とし、（注）3を（注）2とし、（注）4を（注）3とする。

第六号様式及び第七号様式中「㊸」を削り、同様式中（注）を次のように改める。
（註）※㊸の蓋印は、個人しなごへはなご。

第七号様式の二中「㊸」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とする。

第八号様式中「㊸」を削り、同様式中（注）1を削り、（注）2を（注）1とし、（注）3を（注）2とする。

第八号様式の二中「㊸」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とする。

様式第九号及び様式第十号中「㊸」を削る。
（建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部改正）

第十七条 建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和四十七年福島県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「押印し」を削る。

第十八条 福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正
（福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十八年福島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。）

様式第一号及び様式第二号中「㊸」を削る。

様式第十二号及び様式第二十号から様式第二十六号の二までの規定中「㊸」を削る。

様式第三十一号から様式第三十四号の二まで及び様式第三十五号の二中「㊸」を削る。

（福島県生活保護法施行細則の一部改正）
第十九条 福島県生活保護法施行細則（昭和五十四年福島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二号様式、第三号様式、第八号様式及び第十三号様式中「㊸」を削る。

第十四号様式中「㊸」を削る。

第十五号様式中「㊸」を削る。

第十六号様式及び第十八号様式中「㊸」を削る。

第十九号様式及び第二十一号様式中「㊸」を削る。
（福島県給水施設等条例施行規則の一部改正）

第二十条 福島県給水施設等条例施行規則（昭和五十四年福島県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㊸」を削る。

第五号様式中「㊸」を削り、同様式備考を削る。

第二十一条 福島県職場適応訓練委託条例施行規則（昭和五十六年福島県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式、第二号様式及び第五号様式から第八号様式その二までの規定中「㊸」を削る。

第二十二条 福島県臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部改正
（福島県臨床検査技師等に関する法律施行細則（昭和五十六年福島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。）

第二条各号列記以外の部分中「それぞれ当該各号に定めるところを」「知事が別に定める届出書」に改め、同条第一号中「第二号様式」を削り、同条第二号中「第三号様式」を削り、同条第三号中「第四号様式」を削り、同条第四号中「第五号様式」を削り、同条第五号中「第六号様式」を削る。

第二号様式から第六号様式までを削る。

第二十三条 福島県化製場等に関する法律施行細則の一部改正
（福島県化製場等に関する法律施行細則（昭和五十九年福島県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。）

第二号様式から第四号様式まで、第十号様式及び第十二号様式中「㊸」を削る。

第十四号様式中「㊸」を削る。

第二十四条 福島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部改正
（福島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（昭和六十年福島県規則第五十号）の一部を次のように改正する。）

様式第一号中「㊸」を削る。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第2条関係）

誓 約 書

年 月 日

福島県知事

私は、福島県浄化槽保守点検業者登録条例第5条第1項第1号から第4号まで又は第6号に該当しない者であることを誓約します。

氏 名	生年月日	役職名等	住 所

第三十四条 福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部改正
 (福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部改正)
 七十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「㊦」を削る。

様式第三号及び様式第四号中「㊦」を削る。

様式第五号から様式第十号までの規定中「㊦」を削る。

第三十五条 福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例施行規則の一部改正
 (福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例施行規則の一部改正)
 二十一年福島県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「㊦」を削る。

様式第四号及び様式第五号中「㊦」を削る。

様式第六号から様式第十二号までの規定中「㊦」を削る。

第三十六条 福島県特定診療科医師研究資金貸与条例施行規則の一部改正
 (福島県特定診療科医師研究資金貸与条例施行規則の一部改正)
 則第四十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「㊦」を削る。

様式第三号及び様式第四号中「㊦」を削る。

様式第五号から様式第十号までの規定中「㊦」を削る。

第三十七条 福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部改正
 (福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部改正)
 島県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考3を備考2とする。

第二号様式中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

第三十八条 福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部改正
 (福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部改正)
 規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊦」を削る。

様式第二号及び様式第三号中「㊦」を削る。

様式第四号から様式第十一号までの規定中「㊦」を削る。

第三十九条 福島県周産期医療医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部改正
 (福島県周産期医療医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部改正)
 県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊦」を削る。

様式第二号及び様式第三号中「㊦」を削る。

様式第四号から様式第九号までの規定中「㊦」を削る。

第四十条 福島県農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行細則の一部改正
 (福島県農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行細則の一部改正)
 規則第七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「㊦」を削る。

様式第五号及び様式第七号の二中「㊦」を削る。

様式第八号中「㊦」を削る。

様式第九号の二中中「㊦」を削る。

様式第十号、様式第十三号及び様式第十三号の二中「㊦」を削る。

様式第十九号中「㊦」を削る。

様式第二十号及び様式第二十一号中「㊦」を削る。

様式第二十四号及び様式第二十五号中「㊦」を削る。

様式第二十六号及び様式第二十七号中「㊦」を削る。

附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等は、それぞれ改正後の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(行政経営課)

